

一般財団法人フソウ育英会
2027年度(2027年4月大学等進学予定) 奨学生募集要項

目 的

フソウ育英会は、株式会社フソウ 創業者 故・谷欣一の「理想のないところに新しい歴史の創造はない。夢みることを忘れた人間に現状を変革する力はない。」という生前の信条にもとづき、夢や理想情熱を持ちながら、経済的理由により修学の費用が不足する、日本国内で学ぶ大学生・高等専門学校生に対する支援を行い、社会に貢献できる人材の育成に寄与することを目的としています。

1. 応募資格

①日本国内の大学、短期大学又は高等専門学校（以下、総称して「大学等」という。）に進学又は進級（以下、単に「進学」という。）予定で、②向学心を持ち、将来社会への貢献と活躍が期待でき、③修学に必要な費用の不足が認められる者で、2027年4月進学時点で20歳以下であること。

| | |
|---------|--|
| 対象進学先 | <ul style="list-style-type: none"> i) 高等学校卒業後の四年制大学への進学 ii) 高等学校卒業後の短期大学への進学 iii) 高等専門学校3年次から高等専門学校4年次への進学 iv) 高等学校卒業後の高等専門学校4年次への編入学 v) 高等専門学校卒業後の高等専門学校専攻科への進学 vi) 高等専門学校卒業後の四年制大学2年次又は3年次への編入学 <p>※ <u>専修学校（いわゆる専門学校）への進学は、対象外とします。</u></p> |
| 学 力 基 準 | <p>上記の進学先 i ~ iv については2年次、v ~ vi については4年次における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.0以上であること。（i ~ iv を志望する既卒生は、3年次の評価で判断する。）</p> <p>ただし、進学しようとする大学等に対して、学習意欲を有すると判断（作文等での評価）できる場合は考慮します。</p> |
| 家 計 基 準 | <p>経済状況は世帯人数や諸事情により異なるため、一律の所得制限は設けておりません。</p> <p>しかしながら、本事業の性質上、世帯の所得、資産状況及び家庭の経済的背景は厳格に確認し、選考において「経済的支援の必要性」を重要な判断基準としています。</p> |

2. 採用者数

通期5名程度

3. 奨学金の給付金額

月額5万円

4. 奨学金の給付期間

奨学金を受け取ることができる期間は、大学等への進学月から卒業月までの正規の修学期間とします（学部・学科を問いませんが、最大4年間の支給となります）。

次の場合も対象とします。志望する場合は、願書「8. その他特記事項」へ明記してください。

- ①高等専門学校の本科学課程（4，5年生）と専攻科課程を合わせた4年間
- ②高等専門学校の本科学課程（4，5年生）と大学編入学後の学部課程を合わせた4年間
- ③大学編入学後の学部課程と修士課程を合わせた4年間（大学2年次に編入学した場合であっても、最大4年間の支給となります）

なお、①の専攻科課程、②の学部課程又は③の修士課程に進む前に、当財団事務局より、進学状況を確認します。願書の志望どおり進学できない状況であった場合には、①と②の本科学課程又は③の学部課程における正規の修学期間の満了をもって、奨学金の支給を終了とします。

5. 奨学金の併用

日本学生支援機構（JASSO）、自治体、公的団体などからの奨学金（給付型及び貸与型）、また進学した大学の授業料免除等の学内奨学金との併用は可能です。ただし、他の民間企業、団体が交付する奨学金（給付型及び貸与型）との併用はできません。

6. 応募方法

次の必要書類を揃えて、必ず在籍高等学校等（既卒生は、卒業校）経由で提出してください。ビデオレターは、当財団ホームページに掲載している「ビデオレター作成要領」に従って作成し、録画面接ツールから送信してください。

《応募書類等一覧》

| | |
|-------------------------|--|
| (1) 給付型奨学金願書 (作文を含む) | ✓ 当財団の指定書式に、 <u>自筆で必要事項を記入してください。</u> ✓ 印刷にはA4コピー用紙を使い、両面印刷としてください。 |
| (2) 成績証明書 | ✓ 対象進学先 i～ivについては2年次まで、v～viについては4年次までの成績が分かる証明書を提出してください。 |

| | |
|---------------------|---|
| (3) 奨学金推薦書 | ✓ 学校長の記名押印があるものを提出してください。学校の独自書式でも可としますが、推薦所見（理由）は必須とします。 |
| (4) 所得証明書 | ✓ <u>生計を一にするご家族の住民税課税所得の通知書又は証明書（写し）</u> を提出してください。 |
| (5) 個人情報の取扱いに関する同意書 | ✓ 当財団の指定書式に、 <u>本人及び身元保証人が署名捺印してください。</u> |
| (6) 応募者情報及び身元保証書 | ✓ 当財団の指定書式に、 <u>本人及び身元保証人が自筆で必要事項を記入し、署名捺印してください。</u> |
| (7) 住民票 | ✓ 本人及び願書に記入するご家族全員分の情報が記載されたものを提出してください。 |
| (8) ビデオレター | ✓ 当財団ホームページのリンクバナーから録画面接ツールに移動して、ビデオレターを作成・送信してください。 |

※ 「当財団の指定書式」は、当財団ホームページ (<https://www.fuso-ikueikai.or.jp>) よりダウンロードしてください。記載例も掲載していますので、ご参照ください。

※ 「生計を一にする」とは、同じ家計（日常生活の財源）を共有している状態を指します。勤務や修学の都合等により、応募者本人とご家族が別居している場合でも、以下のいずれかに該当するときは生計を一にするものとして取り扱います。

①生活費、学資金等の送金が行われている場合

②休日等の非就労時に、ご家族のもとで共に生活している場合

なお、就職等により経済的に独立し、生計を別にしているご家族については、住民票の登録状況にかかわらず、所得証明書の提出を要しません。

※ 提出が必要な書類をまとめた、「応募書類等チェックシート」を用意しています。是非、活用してください。

《募集期間》

第Ⅰ期：2026年4月1日（水）から同年6月30日（火）まで

第Ⅱ期：2026年9月1日（火）から同年10月31日（土）まで

※ 応募書類及びビデオレターは、各期の募集期間終了日までに当財団事務局へ必着するよう、必ず在籍高等学校等経由で郵送してください。募集期間を過ぎて到着したものは原則として受け付けられません。やむを得ない事情により提出が遅れる場合には、必ず事前に連絡してください。

なお、第Ⅰ期で応募された方は、第Ⅱ期は応募できません。

7. 選考の流れと採否について

応募者は、次の選考を経て、奨学生に内定されます。

①書類審査

当財団事務局において、応募書類から学業成績、家計状況などを総合的に評価し、選考します。

②ビデオレター審査

当財団事務局において、応募書類だけでは読み取ることができない「人となり」、将来の夢に対する本気度を評価し、選考します。

③奨学生内定

当財団代表理事が内定者を決定し、内定者本人に選考の結果を文書にて通知します（第Ⅰ期分は8月末頃まで、第Ⅱ期分は12月末頃までに通知する予定です）。在籍高等学校等に対しては、内定の採否に関係なく、すべての応募者の選考結果を通知します。

なお、選考の経過及び決定の理由は公表しません。また、応募書類は選考結果の如何にかかわらず返却いたしません。

内定者は、以下の流れで、奨学生に本採用されます。

①内定者は、選考結果通知に同封される「誓約書」の内容を確認したうえで、身元保証人とともに署名捺印し、当財団事務局へ当該誓約書を提出してください。

②内定者は、3月末日までに「大学等の合格通知書」及び「奨学金振込口座届出書」を当財団事務局へ提出してください。実際に合格した進学先が願書に記載された志望進学先と異なるときは、当財団事務局より理由等を確認させていただく場合があります。

③内定者は、大学等へ進学後、大学等が発行する「在学証明書」を取得して当財団事務局へ提出してください。当財団は、在学証明書の到着をもって内定者を正式に奨学生として採用決定します。

※ 書類の提出忘れや内容の不備等により、採用、奨学金の給付において思わぬ不利益が生じるおそれがあります。内容を十分に確認し、期限を厳守して提出してください。

なお、内定者が大学等に合格できなかった場合でも、翌年2028年の進学まで、内定者としての権利を留保するものとします。

8. 奨学生の義務

奨学生は、当財団の奨学金給付規程を遵守し、それに規定された義務を果たさなければなりません。特に、採用決定後の誓約書の提出や変更が生じた場合の届出は必ず行ってください。

また、当財団では、年1回、以下の書類の提出を義務としています。

(奨学金受給2年目以降からの提出となります。)

| | |
|----------|---|
| (1)成績証明書 | ✓ 前年度分の証明書を提出してください。 |
| (2)在学証明書 | ✓ 当年4月1日以降に発行されたものを提出してください。 |
| (3)所得証明書 | ✓ <u>生計を一にするご家族</u> の住民税課税所得の通知書又は証明書(写し)を提出してください。 |
| (4)生活報告書 | ✓ 当財団の指定書式に、 <u>自筆で必要事項を記入</u> してください。 |

これらの義務を果たせない場合には、奨学金の支給を中止することがあります。

9. 奨学金給付の停止、打ち切り

奨学生が休学や長期にわたって欠席する場合、又は学業などの状況によっては、奨学金の支給を停止することがあります。

また、奨学生が次のいずれかに該当した場合、奨学金の給付を打ち切り、該当期間中に給付を受けた奨学金を一括して返還しなければならないことがあります。

- (1) 在学する大学等で処分を受け学籍を失ったとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき
- (3) 学業成績又は操行が著しく不良になったとき
- (4) 在学する大学等を退学したとき又は卒業が不可能であることが明らかとなったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) その他上記「1. 応募資格」に定める奨学生としての資格を失ったとき

10. お問い合わせ先

一般財団法人フソウ育英会 事務局 〒761-8551 香川県高松市郷東町792-8
TEL : 087-881-0216 / FAX : 087-881-0219 / URL : <https://www.fuso-ikueikai.or.jp>

ご不明点等につきましては、電話のほか、当財団ホームページの「お問い合わせフォーム」へお気軽にご連絡ください。

応募書類等チェックシート

- ✓ このチェックシートは、在籍高等学校等へ提出する前に、必要書類等が揃っているかを応募者ご自身で確認していただくためのものです。
- ✓ 確認済のシートは、応募書類等とともに、在籍高等学校等へ提出してください。

《 応募者ご自身で作成する書類等 》

| 書類名 | | 押印 | チェック欄 |
|-------------------------|---|----|-------|
| 1-1. 給付型奨学金願書 (※1) | 1 | 不要 | |
| 1-2. 給付型奨学金願書 (作文) (※1) | 1 | 不要 | |
| 2. ビデオレター | 1 | 不要 | |

《 応募者のご家族と準備する書類 》

| 書類名 | | 押印 | チェック欄 |
|---------------------------|------|----|-------|
| 1. 個人情報の取扱いに関する同意書 (※2) | 1 | 必要 | |
| 2. 応募者情報及び身元保証書 (※1) (※2) | 1 | 必要 | |
| 3. 所得証明書 | (※3) | 不要 | |
| 4. 住民票 | (※4) | 不要 | |

《 応募者が在籍高等学校等から取得する書類 》

| 書類名 | | 押印 | チェック欄 |
|---------------|---|----|-------|
| 1. 成績証明書 (※5) | 1 | 不要 | |
| 2. 奨学金推薦書 | 1 | 不要 | |

《注意事項》

- ※1 印刷にはA4コピー用紙を使い、両面印刷としてください。
- ※2 署名は自筆で記入してください。押印は署名者ご本人の印鑑を使用してください。
- ※3 生計を一にするご家族全員分の証明書を提出してください。なお、就職等により経済的に独立し、生計を別にご家族については、住民票の登録状況にかかわらず、所得証明書の提出を要しません。
- ※4 応募者及び願書に記入するご家族全員分の情報が記載されたものを提出してください。
- ※5 募集要項1. 応募資格における、対象進学先 i ~ ivについては2年次まで、v ~ viについては4年次までの成績が分かる証明書を提出してください。